

○笛吹市ホームページ管理運用要綱

平成23年2月8日

告示第12号

改正 平成30年3月28日告示第41号

(目的)

第1条 この要綱は、市が開設するホームページ(以下「市ホームページ」という。)の適正かつ円滑な管理運用を図るとともに、市ホームページの活用を推進することにより、積極的な情報の公開及び市民サービスの一層の向上を図ることを目的とする。

(名称等)

第2条 市ホームページの名称及びアドレスは、次のとおりとする。

名称	笛吹市ホームページ
アドレス	http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/

(基本方針)

第3条 市は、開かれた市政を推進するため、市ホームページを活用し、市内外へ広く市の情報を発信していくとともに、市民が必要とする情報を迅速かつ的確に提供し、積極的な行政情報の公開に努めるものとする。

(管理主管課)

第4条 市ホームページを適正かつ円滑に管理運用していくため、管理主管課を置く。

2 管理主管課は、総合政策部企画課とする。

3 管理主管課は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市ホームページ全体の構成及び全体に共通するページを管理すること。
- (2) 市ホームページにおける情報の掲載、更新及び削除に関すること。
- (3) その他市ホームページの円滑な運用のために必要な措置に関すること。

(情報提供課)

第5条 市ホームページに情報を提供する担当課は、管理主管課と連携し、情報の掲載期間、内容等を常に正確かつ最新の状態に保たれているか定期的に確認することとする。

(掲載する情報)

第6条 市は、次に掲げる情報をホームページに掲載するものとする。

- (1) 市の紹介に関する情報
- (2) 市の事務事業に関する情報
- (3) 広く市民等に周知させることを目的とした情報

(4) その他市長が公益上必要と認める情報

(情報の掲載等の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当する情報は、市ホームページに掲載することができない。

(1) 法令及び条例等に違反する情報

(2) 個人に関する情報で笛吹市情報公開条例(平成16年笛吹市条例第10号)第5条第2号に該当する情報

(3) 個人、団体等を誹謗中傷する内容の情報

(4) 公序良俗に反する情報

(5) 著作権、知的所有権、肖像権等を侵害する情報

(6) 政治活動、宗教活動となる情報

(7) 公共性及び公益性を損なうおそれのある情報

(8) 営利を目的とする情報

(9) その他市長が適当でないと判断した情報

(著作権)

第8条 自らが作成したものではない文書、写真、図画、動画等の表現物を市ホームページに掲載しようとする場合は、著作権の有無等に十分注意しなければならない。

2 第三者が著作権を保有する著作物を市ホームページに掲載する場合は、当該著作物の著作権者の承諾を受けなければならない。

(個人情報保護)

第9条 市ホームページに情報を掲載する場合は、笛吹市個人情報保護条例(平成16年笛吹市条例第11号)の規定に基づき、個人情報の保護に関し次に掲げる事項に十分留意しなければならない。ただし、掲載の対象となる個人が、その本人の情報に関わる内容の掲載について了承した場合は、この限りでない。

(1) 個人名等の掲載は、必要最低限に留めること。

(2) 個人を認識できる写真及び映像は、本人の不利益を被ることがないことが明らかな場合を除き掲載しないこと。

(3) 個人の電話番号及び電子メールアドレスは、原則として掲載しないこと。

2 市ホームページを通じて個人情報を収集する場合は、収集の目的を明らかにし、必要最低限の範囲内で収集するものとする。

3 市ホームページを通じて収集した個人情報は、あらかじめ明示した収集目的を超えて利用し、又は外部への提供をしてはならない。

4 市は、笛吹市情報セキュリティポリシーに基づき、サイトの安全な管理運営に努めるとともに、個人情報の流出防止のための適切な手段を講じなければならない。

(リンク)

第10条 市ホームページの公益性にかんがみ、市ホームページから他のホームページへのリンクは、次に掲げる団体又は個人の運営するホームページに限るものとする。

- (1) 官公庁
- (2) 官公庁以外の公共機関
- (3) 公共的団体
- (4) その他の公共性の高い機関
- (5) 別に定める笛吹市ホームページ広告掲載基準に基づき広告掲載契約を交わした団体
- (6) 前各号に掲げるものの他、市民に有益であると認められる団体又は個人

2 リンク先のホームページの内容に関して、市は、一切責任を負わないものとする。

(他のホームページからのリンク)

第11条 他のホームページから市ホームページへのリンクは、リンク先のホームページが公序良俗に反していない限り、原則として自由とする。

2 市ホームページへのリンクについては、原則としてトップページにリンクするものとする。

(掲載情報等の引用又は転載)

第12条 市ホームページに掲載した情報又は写真、図面、動画等の表現物(市が第三者の許可を得て、市ホームページに掲載しているものを除く。第3項において「掲載情報等」という。)を引用又は転載しようとする者は、引用転載許可申請書(別記様式)を市長へ提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出があったときは、市長は、その利用目的等について審査し、その利用の許可又は不許可を決定するものとする。

3 前項の許可を受けた者は、掲載情報等を引用及び転載する場合は、その引用又は転載先にその出典を明示するとともに、掲載媒体の写し等を市長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、市ホームページの管理運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月28日告示第41号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。